

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 2月23日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)機関シリンダーNo. 6排気弁No. 11、シリンダーNo15排気弁No. 30において、弁箱の冷却水継手Oリング勘合部に腐食が認められたため、当該排気弁弁箱を交換。	GⅢ	H29.4.11再審議にてグレード変更対象外→GⅢ
2	1号機	試料採取系復水貯蔵タンク水試料流量調節弁及び試料採取弁において、弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。なお、当該弁設置配管の上流側の弁を閉し、漏えいは停止。	GⅢ	
3	4号機	タービン建屋天井クレーン(225トン用)において、運転席前進側ブッシュ(衝突時衝撃緩衝材)2個中1個に破損脱落が認められたため、当該ブッシュを交換。脱落ブッシュは回収済み。	GⅢ	
4	4号機	計装用圧縮空気系空気除湿装置(A)制御用タイマーにおいて、動作不良(正常に動作せず)が認められたため、当該タイマーを交換。	GⅢ	
5	4号機	非常用ガス処理系ヒーターファン用電動機接地ケーブルにおいて、ケーブル被覆に劣化(硬化し割れて芯線が露出)が認められたため、当該ケーブルを交換。	GⅢ	
6	4号機	補機冷却海水系配管の点検期限を点検計画に基づき平成29年2月としていたが、補機冷却海水系全停作業期間を行うことにより作業効率の向上が図れることから、マニュアルに従い、検討評価し点検期限を平成29年4月まで延長。	GⅢ	
7	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系収集ポンプ(B)の軸封部において、ポンプ運転中に水の漏えい(約3秒に1滴、受け皿内)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。	GⅢ	